

第3 環境保全への県の取組

昭和30年代、県内で工業団地開発を進めようとしていた時期に、県外では、水俣病、阿賀野川水銀中毒、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなど、工場から排出される汚水、ばい煙による健康被害が報告されるようになった。

このため、昭和38年には企画開発部に公害係を設置し、順次組織の充実を図りながら、公害の未然防止のための施策の充実に取り組んできた。

1 本県の環境保全体制（行政組織）

本県の環境行政のための組織は、昭和38年11月に企画開発部内に総合企画課公害係及び原子力課を設置したのが最初である。その後、公害問題の顕在化と鹿島地域等の開発計画に対応して、昭和42年4月には開発部内に公害課を設置し、昭和46年6月には公害対策課と公害規制課の2課に拡充した。

昭和43年4月には、開発部の出先機関として公害技術センターを設置し、公害等の監視観測、検査測定等を行うこととした。公害技術センターは、その後逐次拡充され、12年4月現在は生活環境部の出先機関として、庶務部、情報部、大気環境部、水質環境部、化学環境部及び放射能部の6部体制となっている。

昭和47年6月に至り、自然保護行政を含めた環境行政の一元化と複雑多様化する環境問題に取り組むため、全国に先駆けて、独立した専門部局である環境局を環境指導課、大気保全課、水質保全課及び原子力課の4課体制で設置した。

また、保健所には公害行政を担当する公害室を設置した。

その後、原子力課は、大気保全課と合併したが、昭和54年6月に原子力安全行政の強化を図るため原子力安全対策課を設置した。続いて、昭和55年6月に、霞ヶ浦の水質保全対策の強化を図るため霞ヶ浦対策課を設置した。

2年4月からは、各地方総合事務所に環境保全課を設置し、保健所で行っていた公害事案処理等を含め、地域の環境問題に対処することとした。

そして、5年4月、環境問題の地球的規模への広がりや、従来の産業公害型からいわば都市・生活型ともいふべき環境問題の態様の変化に対応するため、環境局を生活部門と統合し、生活環境部を発足した。現在、部内の環境関係課は、環境政策課、環境対策課、霞ヶ浦対策課、廃棄物対策課及び原子力安全対策課の5課となっている（第1図、資料編第1-1図）。

また、環境審議会、公害審査会、自然環境保全審議会、環境影響評価審査会、原子力審議会、東海地区環境放射線監視委員会等を設置している（資料編第14表）。

なお、市町村における環境保全行政組織は、各市町村の実情に応じ公害事務を所掌する課所等が設置されている（資料編第12表）。

第1図 生活環境部の組織（省略）

2 「公害防止条例」及び「環境の整備保全に関する基本条例」の制定

地方公共団体では、工業開発を進める一方、地域の問題として公害問題に直面し、独自にこの課題に対処するため、多くの地方公共団体が公害防止条例が制定された。

本県においても昭和41年、鹿島臨海工業団地の造成を契機に公害の未然防止を図るため、国の公害対策基本法に先立ち「茨城県公害防止条例」を制定するなど、激甚な公害問題の未然防止のための施策を講じてきた。

その後、昭和45年のいわゆる公害国会における公害対策基本法をはじめとする公害関係諸法令の制定・改正に伴い、昭和46年に「公害防止条例」の全面改正を行い、許可工場制の導入、上乘せ排水基準の設定などを行った。

また、昭和56年に深夜営業騒音（カラオケ騒音等）の防止のため、5年には商業宣伝を目的とした拡声機による騒音の防止を図るため、条例の一部改正を行い、音量規制など騒音対策の強化を図った。

一方、昭和46年に公害の防止や自然環境の保全などを主な内容とした環境行政の基本となる「茨城県環境の整備保全に関する基本条例」を制定したが、8年に新たな環境政策の基本的な枠組みを示した「茨城県環境基本条例」を制定したことにより、同条例を廃止した。

3 公害防止計画及び公害防止協定

(1) 鹿島地域

鹿島開発における公害防止対策は、本県が公害問題に総合的に取り組んだ最初の事例であり、開発に先行する公害防止事前調査、公害防止対策事業など各種の公害防止施策を実施してきた。

公害防止事前調査は、将来予測される大気汚染や水質汚濁の未然防止対策のために実施したもので、「鹿島地区大気拡散調査」や「鹿島地区公害総合事前調査」を行った。また、公害防止対策事業としては、公害防止に関する連絡調整組織としての「鹿島地域公害対策協議会」を昭和41年3月に設置したほか、「公害防止条例」及び「鹿島地域工場緑化指導要項」の制定、「鹿島地域公害防止計画」の策定、県及び地元3町と進出企業間での「公害防止協定」の締結等を行ってきた。

公害防止計画は、公害対策基本法（現在は環境基本法）に基づき、公害の防止に関する施策を総合的に講ずるために策定するもので、鹿島地域においては、昭和47年12月に策定した。計画の内容は、土地利用計画、汚染物質の削減目標の設定と処理施設の設置、監視観測体制の拡充などであり、数次の改正を行いながら、計画的な推進に努めている。

また、公害防止協定は、「鹿島地域公害防止計画」の実効性を担保するため、昭和48年6月に県及び地元3町と企業の間で締結したもので、硫酸酸化物、窒素酸化物（昭和60年以降）、COD（高松地区のみ）について地域全体の総排出量を設定し、これに基づいて各企業への排出量の割り当てを行っている。

なお、締結後20年以上を経過し、公害関係法令の改正等による規制項目の追加があったことや企業の自主管理推進の観点から、9～10年にわたって協定の全面的な見直しを行った。協定締結企業は12年3月末現在で、95社となっている。

(2) 筑波地域

昭和60年に開催された国際科学技術博覧会の会場跡地に造成した筑波西部及び筑波北部工業団地には、先端技術産業が集中立地した。これらの企業では多くの化学物質が使用され、公害関係法令で規制されない化学物質による新たな環境汚染が懸念された。

このため、県及びつくば市は、公害の未然防止を図り、地域の生活環境を保全するため、進出企業と公害防止協定を締結した。

協定の内容は、未規制化学物質に対する監視・規制、悪臭対策の強化などであり、毎年度各事業所から化学物質の安全管理、水質汚濁対策等についての公害防止計画書の提出を求めるとともに、事業所に対する立入調査等を実施している。

昭和62年3月に9社と協定を締結して以来、12年3月末現在で、32社と締結している。

(3) ひたちなか地域

常陸那珂港北埠頭に建設される石炭火力発電所に係る公害の未然防止などを図るため、東京電力株式会社及び電源開発株式会社と県及び6市町村（東海村、ひたちなか市、水戸市、日立市、常陸太田市、那珂町）との間で、大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策等を内容とする公害防止協定を9年9月17日に締結した。

4 霞ヶ浦の水質浄化対策

霞ヶ浦は、もともと海が深く入り込んだ入江であったため、湖水面は海拔16cmと低く、水深も平均4m、最大でも7mと極めて浅い湖であり、河川の最下流域に位置していることもあって富栄養化が進行しやすい湖といわれている。

昭和38年5月には、洪水や海水の遡上による塩害等の対策のため、常陸川水門が建設され

た。その後、流域人口の増加、産業活動の進展、新規開発プロジェクトの推進などによる大幅な水需要の伸びに対応し、昭和46年3月に常陸川水門を活用した霞ヶ浦開発事業実施計画がまとめられた。このような中で、水源地域対策特別措置法に基づく霞ヶ浦水源地域整備計画が定められ、この計画に基づき下水道など生活環境の整備や土地改良など産業基盤整備のための各種施策が実施されてきている。

昭和47年には、公害対策基本法に基づくCOD等の生活環境項目についての環境基準の水域類型が指定され、昭和48、49年には「公害防止条例」を改正して、上乘せ排水基準を設定し、工場・事業場に対する排水規制の強化を図った。

また、霞ヶ浦の水質浄化には、窒素、りんによる富栄養化を防止することが不可欠であることから、流域におけるりんを含む家庭用合成洗剤の規制、工場排水に対する窒素、りんの規制などを定めた「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を昭和56年に制定した。同条例は、昭和60年に、水質汚濁防止法施行令が改正され、新たに窒素、りんの排水規制が実施されたことから、必要な改正を行い、水質汚濁防止法の上乗せ規制を実施した。

昭和60年3月に湖沼水質保全特別措置法が施行され、同年12月に霞ヶ浦が指定湖沼とされたことに伴い、昭和62年3月には同法に基づき「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定した。これによって、水質保全のための事業及び各種汚濁源に対する規制等の水質保全対策を総合的・計画的に推進していくこととした。4年3月に策定した第2期の計画が7年度で終了し、9年3月には12年度を目標年度とする第3期の「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定した。

さらに、霞ヶ浦をはじめ、県内の湖沼・河川の環境の保全に取り組むため、調査研究や環境学習、市民活動への支援などを行う拠点となる「霞ヶ浦環境センター（仮称）」の整備を進めており、11年4月には、基本計画を策定したところである。

5 自然環境保全対策

本県には、水と緑に恵まれた豊かな自然があるが、昭和30年代後半からの高度経済成長期以後の都市化、工業化の進展等に伴いこの豊かな自然が減少してきた。

このため、昭和47年に設置した環境局内に自然保護行政等を推進する環境指導課を新設し、以後順次組織の充実を図りながら、自然環境保全のための施策の充実に取り組んできたところである。

優れた自然の風景地の保護を図り、快適な利用施設を整備して県民の保健・休養及び教化を図ることを目的とした自然公園については、昭和26年から指定を進め、現在、水郷筑波国定公園の外9つの県立自然公園があり、面積は90,259haと県土面積の14.8%となっている。

自然公園については、自然的、社会的条件等の変化に鑑み、必要に応じて公園計画の見直しを進め、保護管理と適正な利用を促すための施設の整備を行ってきた。

昭和48年には、国の自然環境保全法の制定を受けて、優れた天然林が主となっている森林や市街地にある樹林地で良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため「茨城県自然環境保全条例」を施行した。

同年、自然環境保全法及びこの条例に基づいて設置された茨城県自然環境保全審議会の答申を経て、行政上保全すべき自然の範囲を定め、その保全のために規制するのみではなく、自然保護思想の普及啓発を含めた総合的な施策を推進するため「茨城県自然環境保全基本方針」を定めた。

また、「自然環境保全条例」に基づき、昭和49年から優れた天然林の森林を自然環境保全地域として、市街地で良好な自然環境を形成している地域を緑地環境保全地域として指定を進め、これまでに76か所、754.68haを指定している。

自然公園や保全地域等については、国定公園管理員や県立自然公園指導員、自然保護指導員を委嘱して、地域内の巡視や利用者に対する規制や利用の案内等を行っている。

自然保護思想の普及啓発については、昭和57年から自然公園の利用のためのリーフレット「自然探勝路」を作成・配布し、昭和63年から小学校5年生を対象にした自然読本「ふるさと茨城の自然」を作成・配布している。

また、9年には平地林をはじめとする平地の緑の保全と活用を総合的に推進するため、「ふ

るさと茨城の森（平地林等）保全活用基本方針」を策定した。

さらに、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、野生鳥獣の保護を図るとともに、鳥獣と人間との共生を図るための鳥獣保護区の設定等については、順次鳥獣保護事業計画（5か年）を策定し保護区の設定等を行ってきており、11年で鳥獣保護区72か所、57,748haを設定している。

8年には、本県に生育する絶滅のおそれのある野生植物について、11年には、本県に生息する絶滅のおそれのある野生生物について、専門家の意見を聞きながら、県版レッドデータブック「植物編」及び「動物編」を作成し、10年には、「植物編」について広く県民の自然保護意識の高揚を図るため、その内容を分かりやすくした普及版を作成した。

6 環境影響評価の推進

首都東京に近く、広い平坦地や長い海岸線を有し、豊かな水資源に恵まれるなど大きな発展可能性を有する本県は、高度経済成長の波に乗り国等の様々な開発計画が実施されることが想定されたため、良好な環境を保全し均衡ある県土の発展を図る必要性が高まった。

このため、県土の環境保全をより実効性あるものとするため、庁内に「環境アセスメント研究会」を設け、環境影響評価の制度化の検討を開始した。

こうした中、昭和54年に水戸対地射爆撃場跡地利用の一環として、大規模な石炭火力発電所の立地が提起された。県は、石炭火力発電所が環境に及ぼす影響とその対策について検討するため、専門家による「環境対策専門調査会」を設置した。同調査会は、「跡地を利用して実施する事業は一体的計画として進められるべきものであり、県はこれらによる環境影響を総合的に調整するため環境影響調査指針を作成し、指導するべきである。」との報告書をまとめた。これを受けて、昭和57年1月に「射爆場跡地利用事業に係る環境影響調査指針」を策定し、さらに、この指針をもとに全県を対象とした「茨城県環境影響評価要綱」を昭和58年4月に策定した。

これまでに、同要綱に基づき8件の事業について環境影響評価を実施するなど、県域における環境の保全に一定の役割を果たしてきた。

8年6月に制定した「環境基本条例」において環境影響評価の推進を規定するとともに、9年3月に策定した「環境基本計画」においても、事後監視の導入、対象事業の見直しなど環境影響評価制度の充実を総合的な環境保全対策の1つに位置付けた。

また、これまで要綱により環境影響評価制度を運用してきた国が、9年6月に、環境影響評価法を制定し、11年6月12日から施行している。

県としても、環境影響評価法との整合を図りつつ、制度を充実させるため、10年6月2日に「茨城県における新しい環境影響評価制度の基本的な考え方」について茨城県環境審議会に諮問を行った。

同審議会では、これを調査審議するため、環境影響評価制度検討小委員会を設置し、具体的な検討を行った。同小委員会における検討結果の報告を受けた同審議会は、条例による制度、住民関与の充実、早期段階から手続、対象事業の拡大、評価項目の見直しなどを主な内容とする答申を取りまとめ、同年11月24日、これを知事あてに提出した。

この答申に沿って作成された環境影響評価条例議案は、11年第1回定例県議会に提案され、11年3月15日に可決成立し、当該条例は、同年3月19日に公布され、法の施行に併せて6月12日から施行したところである。

7 原子力安全対策の推進

(1) 原子力施設の安全確保

昭和31年に日本原子力研究所が東海村に立地して以来、東海村をはじめ大洗町や那珂町に原子力発電所などの大規模な原子力施設が建設され、県としては、昭和49年に関係市町村とともに原子力事業者と「原子力施設周辺の安全及び環境保全に関する協定」を締結し、原子力施設の安全確保に万全を期すこととした。

協定の締結は、それまで国が一元的に行ってきた原子力安全行政を県及び関係市町村が地

域の実情に即し、地域住民の安全を確保するという観点から関与する画期的なものであり、以後、新たに立地する原子力事業所についても順次協定を締結し、現在、全21事業所と締結している。

また、昭和52年には、使用済核燃料再処理施設の稼働に伴い、電気事業者と「再処理のための使用済核燃料の輸送の安全確保に関する協定」を締結し、その後、昭和59年に照射後試験のための使用済燃料輸送を包括した協定に改めた。

9年3月に発生したアスファルト固化処理施設火災爆発事故等を踏まえ、原子力施設周辺の18市町村と日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力発電(株)との間で、「原子力事業所に係る隣接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定」を締結し、事故発生時の通報連絡体制の確立を図った。また、10年4月には原子力施設安全調査員を配置し、事故・故障発生時はもとより平常時から原子力施設への立入調査を行い施設の安全確認を行うこととした。

11年9月にはJCO臨界事故が発生し、多くの住民が被ばくするとともに、各方面にわたり風評被害をはじめとする甚大かつ広範囲な被害をもたらすこととなり、原子力利用史上最悪の事故となった。

県としては、事故発生直後から様々な災害対策を講じるとともに、原子力事業者に対しては安全対策等の総点検を要請し、国に対しては原子力の安全確保について再三にわたり要望活動を実施し、さらに、臨界事故発生時に近隣の市町村に対し、事故情報が迅速に伝達されなかったことを踏まえ、原子力安全協定等の締結範囲の見直しを進めているところである。

(2) 原子力防災対策

昭和36年に制定した災害対策基本法に基づき、昭和38年に原子力防災計画を含む「茨城県地域防災計画」を決定した。その後、米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機に国の原子力安全委員会が決定した防災指針等を踏まえて、昭和55年に大幅な改訂を行い、迅速、的確な応急対策活動が行えるよう、放射線測定機や通信設備等の資機材整備、ヨウ素剤の関係市町村への配備、防災関係者の教育研修等を行うなど原子力防災対策の強化に努めてきた。特に、昭和56年及び3年には全国的にも例のない大規模な総合防災訓練を実施した。

9年3月に発生した火災爆発事故は、「原子力防災計画」に基づく住民避難等の防護措置が必要な事故ではなかったものの、環境に放射性物質が放出され、地域住民に不安を与えた。このため、専門家等で構成する「茨城県原子力防災対策検討委員会」を設置し、より実効性のある原子力防災対策が審議された。この審議結果等を踏まえ、11年2月に従来の計画を「原子力災害対策計画」として改訂した。

一方、JCO臨界事故後の11年12月に、「原子力災害対策特別措置法」が成立したことから、これを踏まえ、県では「オフサイトセンター」の整備について検討を開始するとともに、「原子力災害対策計画」の抜本的な見直しに着手したところである。

(3) 環境放射線の監視

昭和32年に衛生研究所に放射能室を設置し、原子力施設周辺の放射線の監視を開始し、昭和46年には東海村や大洗町などを中心とした地域の環境放射線の監視をより客観的に行うため「茨城県東海地区環境放射線監視委員会」を設置し、委員会が策定した計画に基づき、県、国及び原子力事業所が環境放射線や土壌、農畜水産物中の放射能の測定分析を行い、測定結果は四半期ごとに地域住民が参加した委員会で検討評価のうえ、広報誌等により公表している。

昭和55年には監視計画を改訂し、全国に先駆けて周辺住民の被ばく線量の評価を行うこととしたほか、放射線測定局の増設等監視体制の強化に努めた。

9年及び10年には、原子力施設周辺の放射線測定局や測定値の表示局を増設し、環境放射線の監視体制の一層の強化を図った。

(4) 原子力広報

昭和33年に「県立原子力館」を設置し、原子力広報活動の拠点としてきたが、昭和54年の(社)茨城原子力協議会の設立以降は、原子力に関する県民の理解の促進を図るため、同協議会を活用して原子力広報誌「あす」の発行や原子力施設見学会を開催するほか、原子力施設立地40年等の節目には、親子科学教室等のイベントを開催した。

11年度には、広報誌「あす」の特集号を作成し、JCO臨界事故に関する正しい理解の促進に努めたところである。

8 地球環境保全対策

近年の都市化の進展やライフスタイルの変化などにより、大量生産・大量消費・大量廃棄という環境への負荷の大きな社会経済システムが定着してきたことなどから、河川・湖沼の水質汚濁や廃棄物の急増等の都市・生活型の環境問題や地球温暖化等の地球環境問題が生じている。

地球環境問題は、その影響が地球規模に及ぶという空間的な広がりや将来の世代に及ぶという時間的な広がりを持つ問題であり、人類の生存基盤である地球環境を保全し次の世代へ継承するため、すべての主体が一体となった環境保全のための取組が重要となっている。

(1) 世界的な取組

4年6月、人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策を得るため、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」が開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」やこの宣言の諸原則を実行するための具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択された。また、地球サミットの直前に地球温暖化を防止するための取組の枠組みを確立するための「気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約)」が採択され、地球サミットの場で各国の署名が行われた。

9年12月に、京都において同条約第3回締約国会議(COP3)が開催され、先進国全体で少なくとも5%削減するという温室効果ガスの削減目標が採択された。

(2) 国の取組

国においては、元年5月、「地球環境保全に関する関係閣僚会議」を設置し、地球環境を保全するための施策の効果的かつ総合的な推進を図ることとし、この閣僚会議において、2年10月、地球温暖化対策を計画的・総合的に進めるため、「地球温暖化防止行動計画」を決定した。

この計画では、二酸化炭素の排出抑制のため、1人当たり二酸化炭素排出量を2000年以降おおむね1990年レベルでの安定化を図る、さらに、二酸化炭素総排出量を2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努めることとした。

また、地球サミットの成果を踏まえた新たな環境政策の展開を図るため、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、国際的協調による地球環境保全の積極的推進を基本理念に掲げた「環境基本法」を5年11月に制定した。

さらに、6年12月には、21世紀半ばを展望して環境政策の基本的考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民などに期待される取組等を明らかにした「環境基本計画」を策定した。

11年4月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地球温暖化対策に係る国や地方公共団体、事業者及び国民の責務が示された。

(3) 本県の取組

地球環境問題を解決するためには、住民と直接つながる地方自治体の行動が重要であり、環境負荷の少ない社会経済システムやライフスタイルへの転換を図っていくことが求められている。

このため、本県においては、ローカルアジェンダ21として5年3月に「茨城県ごみ減量化行動計画」、6年5月に「茨城県地球温暖化防止行動計画」及び「緑のいばらき推進計画」を策

定するとともに、7年3月には地球環境保全行動の一層の促進を図るため、県、市町村、事業者及び県民の責務や各行動を促進するための措置や支援措置など行動促進の法的枠組みを定めた「茨城県地球環境保全行動条例」を制定し、その推進に努めているところである。

また、8年6月に、現在から将来にわたる環境の恵沢の享受と維持、環境への負荷の少ない社会の構築、県民の総参加による行動、地球環境保全の推進を基本理念とした「環境基本条例」を制定し、新たな環境政策の基本的な枠組みを示すとともに、9年3月には、この条例に基づき21世紀を展望した環境の保全と創造に関する目標と施策展開の方向を示した「環境基本計画」を策定し、各種施策を総合的・計画的に推進することとした。

さらに、10年12月には、茨城県に在職するすべての職員が、率先して環境に配慮した行動を実践するために、事務事業を執行する上での環境に配慮すべき基本的事項を定めた「茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）」を策定したところである。

第2図 施策体系（省略）

資料：生活環境部 環境基本計画